

「〇〇地区地域協議会」会則

制定 〇年〇月〇日

(名称)

第1条 本会の名称は「〇〇地区地域協議会」と称する。

(事務局の設置)

第2条 本会の事務局は〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、〇〇に関する活動（導入・改善の調査・検討、利用促進）を行い、〇〇を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 〇〇に関する調査及び検討
- (2) 〇〇に関する関係機関との協議調整

(会員構成)

第5条 本会には、会長1名のほか、次の役員を置く。

- (1) 副会長 〇名
 - (2) 会計 〇名
 - (3) 監事 〇名
- 2 役員は、本会の会員の中から、総会において選任する。
 - 3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第6条 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3 会計は、会の会計事務を担当する。
 - 4 監事は、会の業務及び会計状況を監査する。

(会議)

- 第7条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会の開催は、会員の〇分の〇以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に変えることができる。
 - 3 議事は、出席会員の（過半数、〇分の〇以上）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。